平成２７年（フ）第４４８４号
大阪府豊中市庄内幸町３丁目18番16―306号
債務者　石田　知子
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４８９号
大阪府茨木市東奈良１丁目３番17―101号
債務者　横田　笑子
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５０７号
大阪市西成区南津守７丁目４番32号　ビバリーヒルズ玉出西　２Ｅ号
債務者　佐々木惣二
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４１号
沖縄県那覇市曙１丁目15番11－606号
ニューオータマンション
債務者　小嶺　末子
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２００号
釧路市喜多町７番18号
債務者　村田テル子
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第５３号
福島県いわき市郷ケ丘２丁目32番地の４
シャーメゾンＫＫ202
債務者　森山　信行
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第９１号
茨城県日立市宮田町２丁目４番10号
債務者　鈴木　高博
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第９３号
茨城県日立市十王町伊師本郷538番地１（ベルドミールＡ102号）
債務者　須藤　悠太
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第９４号
茨城県日立市高鈴町２丁目10番１号
債務者　宮本　　恵
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第２３４号
静岡県富士宮市穂波町11番15号　コーポ穂波201号室、住民票上の住所静岡県富士宮市安居山756番地の10
債務者　佐野　尚美
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第８０４号
神戸市長田区松野通３丁目６番５－405号
債務者　小谷　拓也
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５１６号
兵庫県尼崎市口田中１丁目16番５号　レオパレスカリヨ尼崎211号、前住所大阪市東成区東今里１丁目５番１－101号
債務者　明石　隼一
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５５３号
兵庫県西宮市津田町５番10―717号
債務者　山口　俊春
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５７０号
兵庫県西宮市甲子園町25番５－105号
債務者　河野　正一
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６５４号
広島市安佐南区伴東１丁目42番16号
債務者　岸野　　守
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７１２号
広島市安佐南区緑井２丁目３番50―201号
債務者　大東　直樹
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７２４号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張4975番地513
債務者　岩本　正博
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７３２号
広島市西区己斐中３丁目11番５号
債務者　中尾　由美
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
広島地方裁判所民事第４部